



岩元文雄 理事長

福祉用具の必要性はこれまで以上に高まる

その中で、2006年度の制度改正は、我々にとって大きなターニングポイントだった。「安

易な福祉用具の利用が介護状態を悪化させる」との主張があり、要支援から要介護1までの、特殊寝台や車いすなどが「原則、給付の対象外」となってしまう。福祉用具によってご利用者の生活が維持されていることを知る者としては受け入れがたい改正だった。しかし、我々の専門性が十分に理解されていないという反省に立ち、全体の質を向上させたいとの思いが職能団体の設立へとつながっていった。

既に運用されていた他の介護サービスの個別援助計画や福祉用具事業者各社のアセスメントシートなどを集め、分析・研究し、昇華させたのが、現在多くの事業者で利用されている「ふくせん様式」の個別援助計画書とモニタリングシートだ。

これが契機となり、12年度からは介護保険の運営基準に福祉用具サービス計画の作成が義務付けられることになった。これにより、全体的にご利用者にケアプランに基づいた福祉用具の利用目標が設定され、選定理由も明確にされる環境が整ったことにも、我々の専門性についても正しく理解してもらっている下地ができた。

研修メニューも展開していきたくい。

この20年間、ご利用者の選択という仕組みの中で、個別性に配慮しながら、他職種と連携し、最善の福祉用具を提供しようと努力を重ねてきた。福祉用具専門相談員の職能は着実に磨かれてきたと思う。他職種の人たちやご利用者に育てられた20年と言っている。

易な福祉用具の利用が介護状態を悪化させる」との主張があり、要支援から要介護1までの、特殊寝台や車いすなどが「原則、給付の対象外」となってしまう。福祉用具によってご利用者の生活が維持されていることを知る者としては受け入れがたい改正だった。しかし、我々の専門性が十分に理解されていないという反省に立ち、全体の質を向上させたいとの思いが職能団体の設立へとつながっていった。

既に運用されていた他の介護サービスの個別援助計画や福祉用具事業者各社のアセスメントシートなどを集め、分析・研究し、昇華させたのが、現在多くの事業者で利用されている「ふくせん様式」の個別援助計画書とモニタリングシートだ。

これが契機となり、12年度からは介護保険の運営基準に福祉用具サービス計画の作成が義務付けられることになった。これにより、全体的にご利用者にケアプランに基づいた福祉用具の利用目標が設定され、選定理由も明確にされる環境が整ったことにも、我々の専門性についても正しく理解してもらっている下地ができた。

研修メニューも展開していきたくい。

研修メニューも展開していきたくい。

ポイント

- ①2006年度制度改正の反省が職能団体の設立につながった
- ②個別援助計画作成の取組みが、国の運営基準も変えた
- ③資質向上のステップとして、更新研修を創設
- ④学術的アプローチの必要性から「福祉用具専門相談員研究大会」を開催

個別援助計画書の作成

07年に全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）が立ち上がり、取り組んだのが個別援助計画書の作成だ。当時は福祉用具サービスに個別援助計画の作成が義務付けられておらず、どのような目的で福祉用具を利用するのか、必ずしも明確になっていなかった。このことが我々

更新研修でステップアップ

現在、ふくせんで力を注いでいるのが、資格取得後3年以上の実務経験者を対象にした更新研修だ。これは社会保障審議会介護保険部会から「福祉用具資

と事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、「より専門的知識及び経験を有する者」の配置を促進する」とこの検討が求められ、国の補助事業で3年をかけて創ってきた研修体系である。

介護保険の創設により、今では全国津々浦々、どの地域に住んでいても福祉用具サービスが受けられるプラットフォームが整った。これからの20年は人口構造の変化により、介護の人手不足の問題がさらに深刻化していく。それに伴い、マンパワーに依存し過ぎない介護の必要性がこれまで以上に高まっているはずだ。その際、福祉用具や介護ロボットが解決策の一つになることは間違いない。

一方、その期待に応えていくためには、福祉用具専門相談員のさらなる質の向上に加え、福祉用具の利用効果なども示していく必要がある。そのための第一歩として、昨年より「福祉用具専門相談員研究大会」を日本福祉用具供給協会と共に開催した。大会での発表を自指して全国各地で自分たちの仕事を深く探究するという取り組みが広がっていくことを期待している。